

短期入所生活介護かがやき苑

ユニット型短期入所生活介護かがやき苑 料金表

費用項目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	居住費	880	880	880	880	880
	食費	300	300	300	300	300
	施設サービス費	704	772	847	918	987
	一日合計	1,884	1,952	2,027	2,098	2,167
第2段階	居住費	880	880	880	880	880
	食費	600	600	600	600	600
	施設サービス費	704	772	847	918	987
	一日合計	2,184	2,252	2,327	2,398	2,467
第3段階①	居住費	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
	食費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	施設サービス費	704	772	847	918	987
	一日合計	3,074	3,142	3,217	3,288	3,357
第3段階②	居住費	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
	食費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	施設サービス費	704	772	847	918	987
	一日合計	3,374	3,442	3,517	3,588	3,657
第4段階	居住費	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
	食費（※1）	1,613	1,613	1,613	1,613	1,613
	施設サービス費	704	772	847	918	987
	一日合計	4,383	4,451	4,526	4,597	4,666

（※1）朝食470円、昼食570円、おやつ53円、夕食520円

（加算）

加算の種類	
・ 個別機能訓練加算	56円 / 回
・ 口腔連携強化加算	50円 / 回
・ 生産性向上推進加算（Ⅱ）	10円 / 月
・ 送迎加算	184円 / 回
・ 療養食加算	23円 / 日
・ 緊急短期入所受入加算	90円 / 日
・ サービス提供体制加算（Ⅲ）	6円 / 日
・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	施設サービス費＋加算額の×17.6%
・ 若年性認知症利用者受入加算	120円 / 日

第1段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	・ 生活保護を受給されている方
第3段階①	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万以下の方
第3段階②	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万以上120万以下の方
第4段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万以上の方
第4段階	・ 上記以外の方

ユニット型介護予防短期入所生活介護かがやき苑 料金表

費用項目		要支援 1	要支援 2
第1段階	居住費	880	880
	食費	300	300
	施設サービス費	529	656
	一日合計	1,709	1,836
第2段階	居住費	880	880
	食費	600	600
	施設サービス費	529	656
	一日合計	2,009	2,136
第3段階①	居住費	1,370	1,370
	食費	1,000	1,000
	施設サービス費	529	656
	一日合計	2,899	3,026
第3段階②	居住費	1,370	1,370
	食費	1,300	1,300
	施設サービス費	529	656
	一日合計	3,199	3,326
第4段階	居住費	2,066	2,066
	食費（※1）	1,613	1,613
	施設サービス費	529	656
	一日合計	4,208	4,335

（※1）朝食470円、昼食570円、おやつ53円、夕食520円

（加算）

加算の種類	
・ 個別機能訓練加算	56円 / 回
・ 口腔連携強化加算	50円 / 回
・ 生産性向上推進加算（Ⅱ）	10円 / 月
・ 送迎加算	184円 / 回
・ 療養食加算	23円 / 日
・ 緊急短期入所受入加算	90円 / 日
・ サービス提供体制加算（Ⅲ）	6円 / 日
・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	施設サービス費＋加算額の×17.6%
・ 若年性認知症利用者受入加算	120円 / 日

第1段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	・ 生活保護を受給されている方
第3段階①	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万以下の方
第3段階②	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万以上120万以下の方
第4段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万以上の方
第4段階	・ 上記以外の方